

第4章 整備計画

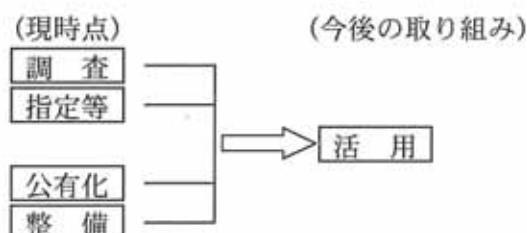
(1)主要史跡等区分別整備計画

●Aグループ

<グループの概要>

発掘調査等が実施され遺構の全容がほぼ解明されており、国、府、市の文化財に指定もしくは登録されている。そして、指定地の全体あるいは主要部分が公有化されており、ある程度の保存と整備、活用（公開、解説、遺構整備等）が図られている文化財。

<作業フローチャート>



<グループ全体の整備計画>

このグループに属する文化財は現在、国や府あるいは市による文化財指定を受け、調査成果に基づいて遺構等の整備が実施されており、見学やレクリエーションの場としての利用がなされている。これらは京丹後市の主要な文化財等の中でも比較的良好な状態で地域の歴史や文化、自然環境を伝えており、地域住民だけでなく京丹後市を訪れる多くの人々の目に触れてもらうべき文化財である。現時点で既に整備が完了し、ある程度の保存・活用が図られていることから、今後の京丹後市における文化財整備の先導的役割を担うものとして当面は活用に重点をおいた活用を推進するものとする。

- ・地域の人々による文化財保護の気運を高め、日常の維持管理や定期的に行われる各種イベントの企画運営を担うことができるボランティア団体やNPO組織の設立と運営に対して京丹後市が積極的に支援を行う。
- ・京丹後市内外に向けた情報の発信、PR活動を積極的に行う。
- ・これらの活動のために必要となる各種施設整備や老朽化した施設の改修等の整備を図る。

各文化財の整備計画

名称	整備計画
5. 郷村断層	・ 生きた防災教育の教材として活用ができるように、「樋口断層」では既存保護覆屋と断層露出展示施設の保守だけでなく、解説施設などの充実を図る。また、「生野内断層」では断層の保護覆屋へ至る進入路の整備とそれに伴うサイン等の充実を図る。
	
解説施設等の充実を図る(樋口断層)	進入路の整備とサイン等の充実を図る(生野内断層)

名称	整備計画
6. 湯舟坂2号墳	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺に見所となる文化財や、施設がないこともあって京丹後市を代表する古墳でありながら訪れる人も少ない状況である。そのため、周辺にある古墳群の分布調査等の基礎調査や近隣の見学箇所の掘り起こし、周辺の完存古墳の整備を行い誘客を促す。また、将来的には駐車場、便所などの便益施設の整備を検討する。 ・当古墳の価値を決定づけている出土遺物（双龍環頭大刀）の実物もしくはレプリカの展示施設を周辺に設けるなどの整備を検討する。 ・日常の管理を行うことができる地元ボランティア団体の設立とその運営を京丹後市が補助する。
	 <p data-bbox="252 965 751 994">既存施設の改修や便益施設等の整備を検討する</p> <p data-bbox="927 965 1267 994">老朽化した解説板の改修を行う</p>
8. 高山12号墳	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的には古墳へと至るアクセス道路と案内標識、駐車場などの便益施設の整備を図る。そのために必要となる用地の公有化を順次行っていく。 ・日常の管理体制の確立を図る。（地元ボランティア団体、NPOの設立と運営の支援）
	 <p data-bbox="280 1574 715 1603">アクセス道路や案内標識等の整備を図る</p> <p data-bbox="871 1574 1305 1603">古墳の整備や日常の維持管理が望まれる</p>
11. 復元岡1号墳	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでと同様に地元の協力と理解のもと、遺跡の保存を図っていく。 ・当古墳が移築されされたものであり、文化財保護の貴重な一事例であることを見学者に理解してもらえるような内容の説明板を設置するなど生きた教材としての価値を高める整備を図る。 ・案内サインの整備を図る。  <p data-bbox="967 2000 1331 2029">案内解説板等サインの充実を図る</p>

名 称	整 備 計 画
12. 離湖古墳	<ul style="list-style-type: none"> 古墳周辺の眺望を確保し、潟湖の島に築かれた当古墳の立地を実際に見て体感できるような環境づくりを行う。 案内板や道標等サインの整備を進める。
	
18. 浜詰遺跡	<ul style="list-style-type: none"> 遺跡へ至るための案内標識等の整備を行う。 復元されている竪穴住居を活かしたイベントを周辺の旅館との連携を図りながら実施する。
	
アクセス道に案内標識等サインの整備を図る	復元竪穴住居を活かしたイベント等の開催

●Bグループ

<グループの概要>

発掘調査等が実施され遺構の全容がほぼ解明されており、国、府、市の文化財に指定もしくは登録されている。また、指定地の全体あるいは主要部分が公有化されており、遺構の保存は図られているが、整備・活用が十分に図られていない文化財。

<作業フローチャート>



<グループ全体の整備計画>

現在、文化財としての指定を受けており、説明板の設置等軽微な整備が行われているものの、遺構の顕在化が積極的に行われておらず、その場を訪れただけではその文化財の往時の姿や遺構の持つ特徴をイメージすることが難しい。

今後は遺構の顕在化をはじめ、説明板等だけでなく広場施設の整備を図り、体験学習等に利用する。また、地域の文化財をみんなで守るといった意識の醸成と、維持管理体制の構築が必要である。

- ・遺構の顕在化を図るとともに、駐車場や四阿^{あずまや}などの周辺施設の整備を検討する。
- ・草刈り等の日常管理を行う、地域住民を中心としたボランティアグループ等の設立を行政が積極的に支援していく。

各文化財の整備計画

名 称	整備計画
7. 大成古墳群	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、石室石材の崩壊や破損の危険度などを調査し、適切な遺構の保存方法や周辺遺跡も含めた活用方法を検討する。 ・説明板の老朽化が進んでいることから説明板の改修を図る。
	
遺構の保存方法や周辺遺跡も含めた活用方法を検討	老朽化が進む説明板等の改修を図る

名 称	
14. 遠處遺跡群 鍛冶工房跡	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構の顕在化を図り、往時の姿をイメージできるような遺構の整備を図る。また、既に整備されている広場空間を活かし体験学習等イベントの開催を検討する。 ・近隣のレクリエーション施設（丹後あじわいの里）との連携を図る。
	
往時の姿をイメージできるような遺構の整備を図る	広場空間を活かし体験学習等イベントの開催を検討

●Cグループ

<グループの概要>

発掘調査等が実施され遺構の全容がほぼ解明されており、国、府、市の文化財に指定もしくは登録されている。しかし、指定地の全体あるいは主要部分が民有地で、遺構の保存は図られているものの、整備・活用が十分に図られているとはいえない文化財。

<作業フローチャート>



<グループ全体の整備計画>

京丹後市の歴史を語るうえで重要な文化財であることから、遺構を保護するだけに留まらず、指定地及び周辺の公有化を検討し、遺構の顕在化等による積極的な整備と活用を図る。

- ・用地の公有化を図る。
- ・駐車スペースの確保、アクセス路の整備、説明板の内容充実を図る。

各文化財の整備計画

名称	整備計画
9. 産土山古墳	<ul style="list-style-type: none"> ・出土品等のレプリカを作成し、現地での展示や近隣の丹後古代の里資料館で展示するなど、遺跡の価値の周知方法を検討する。 ・墳丘の保護や修復などを行うため、地権者と協議し整備に対する理解と協力を得る。 ・将来的には古墳及び周辺の用地の公有化を行い、駐車場など活用上必要と考えられる施設の整備を図る。 ・周辺の文化財や資料館とのネットワークを行い、より有効な活用を図るための方策を検討する。



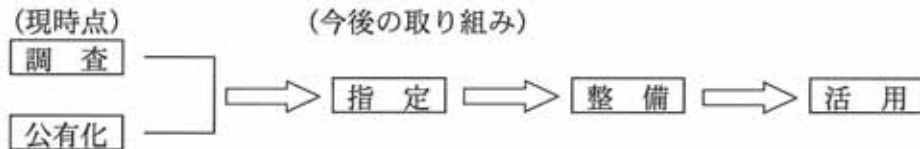
名 称	整 備 計 画
16. 扇谷遺跡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 順次用地の公有化を進め、遺構の顕在化を図る。 ・ 地山崩壊部については早急に補修等対応策を講ずる。 ・ 遺構の保護や修復などを行うため、地権者と協議し整備に対する理解と協力を得る。
	
地山崩壊部については早急に補修等対応策を講ずる	用地の公有化等を進め遺構の顕在化を図る

●Dグループ

<グループの概要>

発掘調査等が実施され遺構の全容がほぼ解明されている。国、府、市の文化財に指定されていないが、市によって管理されている。しかし、調査後、遺構は埋め戻されて、現在はグラウンド等として利用されている文化財。

<作業フローチャート>



<グループ全体の整備計画>

京丹後市の歴史を語る上で重要な文化財でありながら、指定等がされておらず、現在は解説板等が設けられているだけである。遺跡そのものの調査は行われており、現在埋め戻しが行われ運動公園のグラウンドとして整備され、遺構の保存が図られている。現在持つ機能を活かした上で文化財としての遺構の顕在化を図るため、総合案内板・説明板の充実や、パンフレットの配布、パネル展示等が行える休憩施設の設置など、情報ネットワークの小拠点としての整備を図る。

- ・ 史跡の指定を検討する。
- ・ 過去に行われた発掘調査等の成果を整理し、その成果に基づいて可能な限り遺構の顕在化を図る。
- ・ 遺構の存在を示す名称板や説明板の充実を図る。
- ・ 京丹後市における文化財ネットワーク拠点の一つとしてとらえ、パネル解説やパンフレットの配布などができる施設の設置を図る。

各文化財の整備計画

名 称	整備計画
15. 途中ヶ丘遺跡	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでに実施された発掘調査等の成果を整理し、その成果をもとに可能な限り遺構の顕在化を図る。 ・ 遺構の存在を示す名称板や説明板の充実を図る。 ・ 文化財ネットワークの拠点の一つとして位置づけ、パネル解説やパンフレットの配布、将来的には地域ボランティアの活動基地となる施設の設置を図る。



各種調査成果をもとに遺構の顕在化を図る



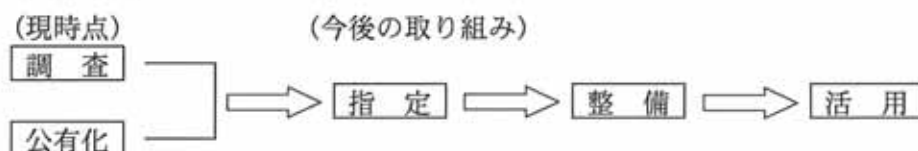
遺構の存在を示す名称板や説明板の充実を図る

●Eグループ

<グループの概要>

発掘調査等が実施され遺構の全容がほぼ解明されており、指定地の全体あるいは主要部分が公有化されている。しかし、国、府、市の文化財に指定されていない。また、適切な保存と整備・活用（公開、解説、遺構整備等）が充分に行われていない文化財。

<作業フローチャート>



<グループ全体の整備計画>

このグループの文化財は、近年の発掘調査等で重要な発見が相次ぎ、京丹後市のみならず全国的にも貴重な文化財であることが判明したが、現時点では国、府、市の指定文化財ではなく、十分な遺構の保存及び活用が図られていない。今後は必要に応じて追加調査等を行い遺構の全容を解明し、その成果をもとに積極的な保存と整備・活用を図っていく。

- ・ 史跡指定を検討する。
- ・ 必要に応じ追加調査を実施する。
- ・ 整備を行うにあたり必要となる用地の公有化を順次進める。
- ・ まず遺構の保護を行い、将来的には遺構の顕在化、駐車スペースの確保や説明板の設置、アクセス道路の整備等活用のために必要と考えられる施設の整備を行っていく。
- ・ 整備に対する地域住民のコンセンサスを得るため、広報活動や啓蒙活動を行う。

各文化財の整備計画

名称	整備計画
1. 赤坂今井墳丘墓	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京丹後市を代表する弥生時代の墳墓であり、今後国や府の史跡に指定するなどして遺跡の保存を図る。 ・ 当面は遺構の保護を目的とした仮整備を実施する。 ・ 将来的には周辺の関連地の公有化を図るなどして、適切な整備手法を検討したうえで整備を行う。
	
史跡の指定を行い遺跡の保存を図る	遺構の保護を目的とした仮整備を実施

名 称	整 備 計 画
13. 奈具岡遺跡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 圃場整備によって遺構は地下深くに埋め戻され、遺跡全体の地形も大きく変わっているため、遺構の顕在化等積極的な整備は不適と考えられるが、現地へのアクセス道や道標、解説板等の整備は進めていく。 ・ 奈具岡遺跡出土遺物については資料館等で公開展示する。
	
圃場整備によって埋め戻された奈具岡遺跡	奈具岡遺跡出土遺物

●Fグループ

<グループの概要>

発掘調査等が実施され遺構の全容がほぼ解明されているが、国、府、市等の文化財に指定されず遺跡地は全て私有地である。また、適切な保存と整備・活用（公開、解説、遺構整備等）が十分に図られていない文化財。

<作業フローチャート>




<グループ全体の整備計画>

京丹後市の歴史と文化について考えるうえで貴重な存在であるが、文化財としての指定や保存が図られておらず、解説板等が設置されているものの、開発によって消滅の危機にさらされている。そのため、早急に遺構の保護措置を図ったうえで用地の公有化を行う。

- ・ 史跡に指定し、遺構の保護を図る。
- ・ 用地の公有化を検討する。
- ・ 遺構の保護対策を図る。
- ・ アクセス路や説明板など施設の整備を図る。

各文化財の整備計画

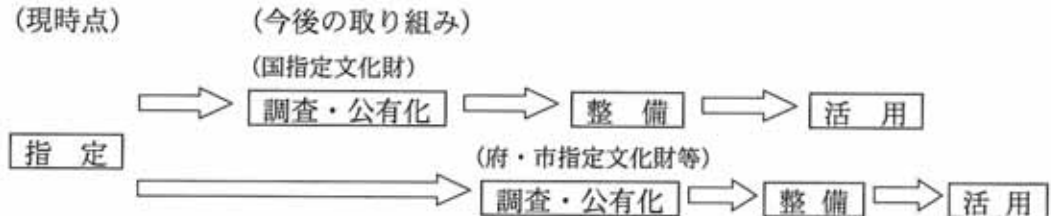
名 称	整備計画
17. 大田南5号墳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市、府、国等の史跡に指定して遺構の保存を図り、遺跡地の公有化を検討するなど計画的な保存を図る。 ・ 地元住民等の文化財保護に対する意識向上を図るため、文化財保護のPR活動を実施する。 ・ アクセス道路や見学用園路を整備し、遺構の近くまで見学者が足を運べるようにする。また、説明板等の充実を図る。
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">史跡の指定や遺跡地の公有化等を図り、遺構の保護を図る</p>	

●Gグループ

<グループの概要>

国、府、市の文化財に指定もしくは登録されている。しかし、十分な発掘調査等各種調査が行われておらず、それに伴う適切な保存や整備・活用（公開、解説、遺構整備等）が図られていない文化財。

<作業フローチャート>



<グループ全体の整備計画>






国、府、市などの文化財に指定され保護されているが、本格的な発掘調査等が行われていない。今後、これらの文化財について適切な保存や整備・活用を図るため、遺構の解明とその成果に伴い必要に応じて追加指定や公有化を図る。

- ・発掘調査等各種調査を実施する。
- ・調査の成果に基づき、必要に応じて史跡の追加指定や用地の公有化などを検討する。

各文化財の整備計画

名称	整備計画
2. 函石浜遺跡	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査等各種調査を体系的かつ継続的に実施し、遺跡の解明を行う。 ・波による遺跡の浸食を防ぐための方策を講ずる。 ・現在生育している海浜植物等の分布調査を行い保全するとともに、景観の維持を図る。
	
各種調査により遺跡の解明を行う	波による遺跡の浸食を防ぐ方策を講ずる

名 称	整 備 計 画
3. 網野銚子山古墳	<ul style="list-style-type: none"> ・日本海側最大級の規模を持つ前方後円墳であり、先に策定された「銚子山古墳整備基本計画」を踏まえて整備をすすめる。そのためにもまず発掘調査等各種調査を実施し、得られた知見をもとに必要箇所における史跡の追加指定や見学施設の整備を行う。
	
4. 琴引浜	<ul style="list-style-type: none"> ・地元主催の鳴き砂保護のボランティア団体や環境保護団体と、京丹後市の観光、環境、文化財担当の関連部局が互いに連携を図り、琴引浜の鳴き砂保護と普及活動を行っていくための鳴き砂保護連絡会議等の組織化を行う。
	
10. 神明山古墳	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構の整備に向けた墳丘規模の確認調査等基礎的調査を行う。 ・一部伐木を実施するなどして、墳丘の形態を判りやすくするだけでなく、神社の裏山の一部としてふさわしい植生の適正化を図る。 ・近隣にある産土山古墳や古代丹後の里資料館などとのネットワークを図る。
	
伐木等による墳丘形態の明確化と景観の適正化を図る	古代丹後の里資料館等とのネットワーク形成

名 称	整 備 計 画
19. 新戸古墳	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構の保護と周辺住民の安全確保のため早急に古墳南側の崖の崩落防止対策及び石室崩壊防止対策を行う。 ・保存活用に必要な知見を得るため、古墳の範囲確認など各種調査を実施する。 ・アクセス道路や見学園路の整備を図る。 ・適切な場所へ説明板など学習施設の設置を行う。
	
20. 片山古墳	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ発掘調査等各種調査を実施する。 ・説明板、道標などの整備を行う。 ・近隣の神明山古墳や産土山古墳とのネットワークを図る。
	
21. 大宮賣神社境内	<ul style="list-style-type: none"> ・神社の景観等に配慮した説明板等の整備を図る。 ・必要に応じて発掘調査等各種調査を実施し、調査結果によっては史跡の追加指定や用地の公有化を検討する。 ・現在遺跡は大宮賣神社の管理地であることから、神社の遺跡管理の取り組みに対し、京丹後市が支援を行っていく。
	
遺跡の維持管理に対する支援を行う	景観等に配慮した説明板等の整備

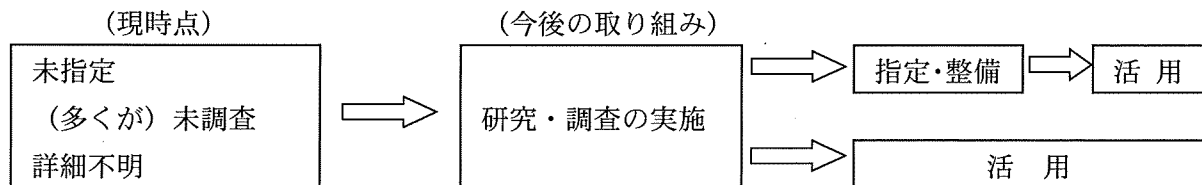
名 称	整備計画
22. 湧田山古墳群	<ul style="list-style-type: none"> ・古墳の時期が不明であるため、範囲・内容確認を目的とした発掘調査を実施する。 ・調査結果によっては史跡の追加指定や用地の公有化を図り、遺構の保存を図る。 ・遺構を破壊するおそれのある樹木については、適切な処置を行い墳丘の保全を図る。 ・古墳へ至るアクセス路や説明板等を設置する。
	
史跡の追加指定等を行い、遺構の保存を図る。	古墳へ至るアクセス路や説明板等の設置
23. 黒部銚子山古墳	<ul style="list-style-type: none"> ・古墳の範囲確認調査、分布調査など必要に応じて発掘調査や墳丘の測量を行う。 ・調査の結果によっては史跡の追加指定や用地の公有化を行う。 ・適所に駐車場や便所などの便益施設の設置を検討する。
	
各種調査成果のもと、史跡の追加指定や用地の公有化を図り、遺構の保存を図る。	

●Hグループ

<グループの概要>

現在は国・府・市いずれの文化財にも指定されておらず、また先に示したA～Gの文化財以外のもので、京丹後市の歴史や文化を考える上で重要と考えられる文化財。

<作業フローチャート>



<グループ全体の整備計画>

京丹後市の歴史を解明するために重要な文化財であるが、十分な調査が行われていないものが多いため、まず調査研究を進め、その後に適切な保存と整備・活用を図る。

- ・ 分布調査、文献調査等、各種調査を実施し、研究を進める。
- ・ 調査時には、市民参画による調査方法を検討する。
- ・ 調査成果は積極的に公表する。
- ・ 調査の成果に基づき必要に応じ文化財指定を行い、整備・公有地化を検討していく。

(2) 段階的整備計画

発掘調査等の有無、指定状況、土地の所有状況、整備状況等により分けられたA～Hの整備計画を踏まえて整備に要するタイムスパンを設け、短期・中期・長期の段階的整備計画を設定する。ただし、国指定文化財等、特に早期の整備活用が望まれる文化財については優先的に整備・活用を図るとともに、未指定の文化財については遺構の保存を図るため早急に何らかの指定を行うこととする。また、それ以外の文化財についても、可能な限り調査、研究を進めていきつつ、見学者の安全対策を講じていくものとする。

段階的整備計画により、今後の作業の明確化を図るとともに、各期間毎のネットワーク計画や各種施設等の整備計画を設定していくものとする。

段階的整備計画表

区分	(現時点)	短期	中期	長期
A	調査・指定・公有化・整備 完了	活用		
B	調査・指定・公有化 完了	整備・活用		
	(一部完了)			
E	調査(完了) 公有化	(必要に応じて) 指定	整備・活用	
G	指定(完了)	(国指定) 調査 公有化	整備・活用	
			(国指定以外) 調査 公有化	整備・活用
C	調査・指定(完了)	(国指定) 公有化	整備・活用	整備・活用
			(国指定以外) 公有化	
D	調査・公有化(完了)	指定		整備・活用
F	調査(完了)	指定	公有化	整備・活用
H	無指定 未調査 詳細不明	分布調査等	公有化	整備・活用

整備に要するタイムスパン